

○宗像市下水道事業運営審議会規程

平成15年4月1日公営企業規程第6号
改正 平成21年12月24日公企規程第2号
(題名改称)
平成23年1月24日公企規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(平21公企規程2・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 下水道使用者

(平21公企規程2・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長が委員のうちから任命し、会長の補佐を行い、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

(平21公企規程2・平23公企規程1・一部改正)

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日公企規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月24日公企規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。